

## 茨木市都市計画審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

### 2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、以下の者はこの限りでない。
  - ・報道関係者（会議の開会前に限る）
  - ・あらかじめ事務局を通じて申し出て、審議会の会長の許可を得た者
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。